

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び
「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」
に関する Q & A」の更新

今回、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正を行ったこと等を踏まえ、ガイドラインに関する Q & A を追加等しました。

※ 従前からあった Q & A について更新した箇所は、赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

1 ガイドライン（通則編）

1-1 定義

（個人情報）

Q 1-11 店舗に防犯カメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データを防犯目的で利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A 1-11 本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。本人を判別可能なカメラ画像を撮影録画する場合は、個人情報の取得となりますので、個人情報の利用目的をあらかじめ公表しておくか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表することが必要です。

防犯カメラにより、防犯目的のみのために撮影する場合、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（法第 18 条第 4 項第 4 号）であることから、利用目的の通知・公表は不要と解されますが、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口や設置場所等に掲示する等、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましいと考えられます。更に、カメラ画像の取得主体や内容を確認できるよう、問い合わせ先等について店舗の入り口や設置場所に明示するかあるいはこれを掲載した WEB サイトの URL 又は QR コード等を示すことが考えられます。

また、カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

なお、「顔認証」等の画像処理の方法等は利用目的として直ちに記載が求められているものではないものの、透明性を確保するために、カメラの設置者は被写体となる本人が確認できるよう、画像処理の方法等の詳細やプライバシーポリシーについて掲載した WEB サイトの URL 又は QR コード等を示すことが考えられます。

(更新理由)

本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるために、防犯カメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データを防犯目的で利用する際に講じることが望ましい措置の内容を明確化するため、更新しました。

(個人情報)

Q 1-13-2 防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入しようとする場合にどのような注意が必要とされますか。

A 1-13-2 カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入して顔認証データを含む個人データを用いようとする場合には、特定された利用目的の達成のために必要最小限の範囲内において顔認証システムへの登録を行い、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

具体的には、各事業者においてどのような基準でデータベースに登録するか社内ルールを設定し、誤登録等を防ぐための適切な措置として、例えば被害届の有無により判断を行うなど客観的に犯罪・迷惑行為が確認されるケース等に限定するとともに、事業者内で責任を有する者により登録の必要性と正確性について確認が行われる体制を整えること等が重要です。

(個人情報)

Q 1-13-3 電光掲示板等に内蔵したカメラで撮影した本人の顔画像から、性別や年齢といった属性情報を抽出し、当該本人向けにカスタマイズした広告を電光掲示板等に表示しています。属性情報を抽出した後、顔画像は即座に削除しています。個人情報保護法上、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A 1-13-3 カメラにより特定の個人を識別できる顔画像を撮影した場合、個人情報を取得したことになりますので、不正の手段による取得とならないよう、事業者はカメラが作動中であることを掲示する等、カメラにより自身の個人情報が取得されていることを本人が容易に認識することが可能となる措置を講ずる必要があります。

また、個人情報取扱事業者が、一連の取扱いにおいて、顔画像を取得した後、属性情報を抽出した上で、当該属性情報に基づき当該本人向けに直接カスタマイズした広告を配信する場合、当該顔画像を直ちに廃棄したとしても、当該顔画像について、特定の個人を識別した上で、広告配信を行っているとは解されます。このように顔画像を取り扱う場合には、その利用目的をできる限り特定し、あらかじめ公表するか、又は個人情報の

取得後速やかに本人に通知若しくは公表するとともに、当該利用目的の範囲内で利用しなければなりません。

1-4 個人データの管理（法第19条～第22条関係）

（データ内容の正確性の確保等）

Q 4-3-2 防犯カメラにおける顔画像や顔認証データなどの個人データの保有期間についてはどのように考えれば良いですか。

A 4-3-2 個人情報取扱事業者は法第19条に基づき個人データをその利用目的を達成する範囲内において保有することとされており、その保有期間については、利用する必要がある最小限の期間とする必要があります。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保存期間の設定等を行う必要があります。顔画像や顔認証データなどの個人データについては、取得後6か月を超えて保有する等の場合には保有個人データに該当することとなります。

1-5 個人データの第三者への提供（法第23条～第26条関係）

（第三者に該当しない場合）

Q 5-26-2 ガイドライン（通則編）3-4-3の「(1) 委託（法第23条第5項第1号関係）」に、個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取扱う」事例としては、どのようなものがありますか。

A 5-26-2 次のような事例が考えられます。

事例1）個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、提供された個人データを委託の内容と関係のない自社の営業活動等のために利用する場合

事例2）複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合

（第三者に該当しない場合）

Q 5-32-2 防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データ等について、防犯目的の達成に照らして真に必要な範囲内で共同利用をすることは可能ですか。その場合には、どのような点に注意する必要がありますか。

Q 5-32-2 一般に個人データを共同利用しようとする場合には、法第23条第5項に基づき、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的及び⑤当該個人データの管理について責任を有

する者の氏名又は名称をあらかじめ本人に通知又は容易に知りうる状態に置く必要があります。

防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データを共同利用しようとする場合には、共同利用されるカメラ画像・顔認証データ、共同利用する者の範囲を目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられます。防犯目的の達成に照らし、共同利用される個人データを必要な範囲に限定することを確保する観点からは、例えば共同利用するデータベースへの登録条件を整備して犯罪行為や迷惑行為に関わらない者の情報については登録・共有しないことが必要です。

また、共同利用は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することを認める制度です。このため、共同利用する者の範囲は本人がどの事業者まで現在あるいは将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要があります。

さらに、個人データの開示等の請求及び苦情を受け付けその処理に尽力するとともに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し安全管理等個人データの管理について責任を有する管理責任者を明確に定めて必要な対応を行うことが求められます。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-32-3 過去に取得した個人データを特定の事業者との間で共同利用することは可能ですか。

Q 5-32-3 一般に、個人データを共同して利用する場合には、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的及び⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、個人データの共同利用を開始する前に、本人に対して通知するか、本人が容易に知り得る状態に置く必要があります(ガイドライン(通則編)3-4-3(3)参照)。これに加えて、既に事業者が取得している個人データについて共同利用を検討する際には、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断した上で、当該個人データを取得する際に当該事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲内であることを確認する必要があります。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-32-4 既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合について、「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内」に含まれる場合は、どのような場合ですか。

Q 5-32-4 取得の際に通知・公表している利用目的の内容や取得の経緯等にかんがみ

て、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用すること、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的等が、当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められるような場合をいいます。

(第三者に該当しない場合)

Q 5-38 マンション管理組合がマンション管理会社に管理業務を委託している場合に、管理組合が保有する組合員名簿を管理会社が提供してもらうよう求めることは可能ですか。

A 5-38 マンション管理規約や管理業務委託契約の内容にもよりますが、一般的に利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務を委託する場合には、第三者提供には該当しません。また、委託内容に組合員名簿の作成・保管等が含まれている場合に管理会社から管理組合に名簿を提供することも第三者提供にはなりません。したがって、この委任委託の範囲内であれば、個人情報保護法上、管理組合が管理会社へ本人の同意を取得することなく名簿を提供することは可能と解されます。ただし、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第 22 条）。

(更新理由)

修辭上の修正を行いました。

1-6 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 27 条～第 34 条関係）、個人情報の取扱いに関する苦情処理（法第 35 条関係）

(保有個人データの開示)

Q 6-5 「貴社が保有する私の情報全てを開示せよ」という請求があった場合には、どのように対応したらよいですか。

A 6-5 同一の情報主体についても、様々な保有個人データを保有していることが多いため、法第 32 条第 2 項前段により、個人情報取扱事業者は、開示を請求している本人に対して、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができます。したがって、本人にが、この求めに応じて、開示を請求する範囲を一部に特定してもらった場合には、本人が特定した範囲で開示をすれば足ります。

ただし、法第 32 条第 2 項後段により、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示の請求をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければなりません。

なお、法第 32 条第 2 項前段は、本人に対し、開示を請求する保有個人データの範囲を

一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもありません。ただし、個人情報取扱事業者は、本人からの保有個人情報の開示の請求を受けて、保有個人データを開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、法第 28 条第 2 項第 2 号に該当し、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができます。

(更新理由)

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正に伴い、更新しました。

(保有個人情報の開示)

Q 6-9-2 防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証データを登録して保有個人データとした場合には、個人情報保護法に基づきどのように開示請求、内容の訂正、利用停止の請求等に対応する必要がありますか。

A 6-9-2 防犯目的のために登録された顔認証データ等が保有個人データである場合、法令に基づき開示請求等適切に対応する必要があります。すなわち、開示請求がなされた場合には、保有個人データの開示義務の例外事由に該当しない限り、開示請求に適切に対応する必要があります。また、訂正等請求や利用停止等の請求が行われた際にも、法令に基づき適切に対応する必要があります。

1-7 講ずべき安全管理措置の内容

(全般)

Q 7-7-2 防犯カメラを設置して個人データを取り扱う場合には、安全管理措置として特にどのような点に注意すれば良いですか。

A 7-7-2 個人情報取扱事業者は法第 20 条に基づき個人データについて安全管理措置を講ずることが義務付けられています。顔画像や顔認証データなどの個人データについては、当該個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。具体的には組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置として、例えば以下のような措置が考えられます。

- ①組織的安全管理措置：カメラ画像等を取り扱う情報システムを使用できる従業員を限定、事業者内の責任者を定める、管理者及び情報の取扱いに関する規程等を整備する 等

- ②人的安全管理措置：従業者に対する適切な研修（個人情報保護法の適用範囲・義務規定、カメラ画像の取扱いに関する講義等）等を実施する 等
- ③物理的安全管理措置：カメラ及び画像データを保存する電子媒体等の盗難又は紛失等を防止するために、設置場所に応じた適切な安全管理を行う 等
- ④技術的安全管理措置：情報システムを使用してカメラ画像等を取り扱う場合や、IPカメラ（ネットワークカメラ、WEB カメラ）のようにネットワークを介してカメラ画像等を取り扱う場合に、必要とされる当該システムへの技術的なアクセス制御や漏えい防止策等を講ずる（アクセス制御には適切な場合にはパスワード設定等の措置も含む。） 等

なお、カメラ画像がデータベースを構築していない場合には、個人データとして法第20条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該画像が漏えい等することがないように、上記の各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましいと考えられます。

2 ガイドライン（外国にある第三者への提供編）

Q 9-9 施行規則第11条の2第1号では、「個人情報取扱事業者と個人データの提供者を受ける者との間」で適切かつ合理的な方法により措置の実施を確保することとされていますが、個人情報取扱事業者と同じ内規等が適用される別会社と、個人データの提供を受ける者との間で締結された委託契約は適切かつ合理的な方法に該当しますか。

A 9-9 当該委託契約及び当該内規等によって、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者の講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを実質的に担保することができる場合には、適切かつ合理的な方法に該当するものと考えられます。

（更新理由）

修辭上の修正を行いました。

Q 9-11 外国にある第三者に対して、氏名を削除するなどして個人を特定できないようにして当該者にとっては個人情報に該当しないデータの取扱いを委託し、当該者が個人情報に復元することがないような場合においても、法第24条は適用されますか。

A 9-11 法第24条は適用されます。受領者たる「外国にある第三者」にとって個人情報に該当しないデータを提供する場合において、当該者が個人情報を復元することがないこととなっているときは、結果として、施行規則第11条の2で定める基準に適合する体制を整備しているものと解されます。ただし、この場合であっても、委託者たる個人情報

報取扱事業者は法第 22 条に基づき委託先に対する監督義務があることに留意が必要です。

(更新理由)

修辭上の修正を行いました。

3 ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

Q10-2 外国にある第三者に個人データを提供する場合、法第 25 条に基づく記録を作成しなければなりません。また、この場合において、提供者は、法第 24 条・施行規則第 11 条の 2 第 1 号との関係において、当該第三者からさらに別の第三者に提供する場合に記録を作成するように措置を講じなければなりません。

A10-2 外国にある第三者に個人データを提供する場合でも、原則として、法第 25 条に基づく記録義務は適用されます。具体的には、ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）2-1-2 の【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】のとおりです。

他方、法第 24 条・施行規則第 11 条の 2 第 1 号との関係において、当該第三者から別の第三者に提供する場合においては、法第 25 条に基づく記録に相当する記録を作成する措置を講じる必要はありません。

(更新理由)

修辭上の修正を行いました。